福岡市水道局会計年度任用職員 職務の概要

心統計·事務補助員

採	用予	定。	人数	2人
応				次の①~④の要件をすべて満たす人
				①パソコン操作ができる人 (ワード・エクセル等)
				②任用期間を通じて職務に従事することができる人
				③地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しない人
				【地方公務員法第16条(抄)】
				・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがな
	募	資	格	くなるまでの人
				・福岡市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
				・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力
				で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
				※地方公務員法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。
				④日本国籍を有しない人は、任用開始時に就労可能な在留資格を有する(見込み
				がある)人
職	務(の概	要	管修理工事に関するデータ入力等、窓口対応及びその他所属長が命ずる業務
勤	務	場	所	福岡市水道局保全部管修理課
到	135	---------------------------------------	ולת	(福岡市博多区博多駅前1丁目26番1号)
勤	ž	务	日	週5日勤務(月曜日から金曜日まで)
休			日	日祝日・年末年始(12月29日から翌年1月3日)
				週の勤務時間:27時間30分
勤	務時	間。	及び	1日の勤務時間:原則午前9時00分から午後3時30分まで(1人)
休	憩	時	間	原則午前10時30分から午後5時00分まで(1人)
				休憩時間:正午から午後1時まで
時	間:	ト 勤	務	有
				月額141,608円から146,760円(地域手当を含む)
給			料	※採用日前10年間において、本市職員(会計年度任用職員や臨時的任用職員、嘱託
				員を含む)として在職期間がある場合、その職歴に応じて、給与月額を決定します。
期	末・	助勉	手 当	期末・勤勉手当:年2回(6月、12月)在職期間に応じて支給します。
交	j	圅	費	条例、規程等に基づき別途支給します。(月55,000円まで)
そ	の他	諸	手 当	条例、規程等の定めるところにより、時間外勤務手当などが支給されます。
休		叚	等	任用期間に応じて年次有給休暇(1年間に最大20日)を付与します。
11T		权 	₹	その他、育児、介護等に係る休暇制度があります。
→ +	会	'P R4	等	任用期間に応じて健康保険(福岡市職員共済組合)、厚生年金保険、雇用保険、労
吐	五]	木 陕	₹ ₹	災保険の適用があります。
公	務	災	害	労働災害補償については、労働者災害補償保険法による補償制度が適用されます。
				地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。(服務の宣誓、法令及び上
服			務	司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政
				治的行為の制限、争議行為等の禁止)
		Ø		・給与支給日:毎月20日(ただし、時間外勤務手当などの実績に応じて支給する手
そ			他	当については翌月20日)
			TLL	・採用までに関係条例、規程等の改正が行われた場合は、その定めるところにより
				変更します。
				変更します。